

を、律體蒲室など、併せて甚だ賞翫せしをりなれば、かの詩格の蒙齋が序に、年號支干二字づく用ひしこと見ゆるをもて、一時雷同して效颦せしにや、唐土にも蒙齋が序よりふるくは所見なし。

〔松屋筆記六十二〕甲子を用て年號を不書

碧湖雜記一卷、古今說海、說略部雜記家三十二卷中に收むに、五臣注文選謂、陶淵明詩、自晉義熙以後、皆題甲子、後世因仍其說。○略按に、近來の文人年號を記せず、甲子のみを書を雅事とす、原淵明が所爲に習へるものなれど、御代の名を忌嫌て、天子に臣とならざるに似たり、學者心すべきわざぞ。

〔折たく柴の記下〕此程又信篤蜀都雜抄、秘笈、千百年眼等三部の書をひきて、年號に正の字を用ふるは不祥の事なり、早く改元の事あるべき由を玄るして、老中の人々にまゐらす、證房朝臣我思ふ所を問れしかば、當時我言用ひらるべきものにあらず、されど問ひ給はんに答ふまじきにもあらねば、玄るしまゐらせし事どもあり、其大要は、近世大明の人、年號之事を論じて、正の字を用ひし代々不祥の事あり、凡そ文に臨みて忌べき字なりなど申す事、信篤が引きし所の外の書にも見え侍れど、皆是君子の論にはあらず、天下の治亂、人壽の長短のごとき、或は天運にかゝり、或は人事によりり、いかんぞ年號の字によりて祥と不祥と有べき、魏の齊王芳、高貴卿公、梁の武陵王、金の煬王哀帝、元の順帝のごときは、皆その不徳によりたまひしなり、たとひ其年號は正の字用ひられずとも、是等の人文其國を失ひ、其身を滅し給ふ事なかるべしや、大明の世に至てば、正統正徳の代々の事、皆其徳のいたり給はぬと、其政のよからざるとによれり、年號の字の罪にはあらず、孟子無罪歲とのたまひし所、よくく心得給ふべきもの也、天下の治亂、人壽の長短等、年號の字によらざることどもを論じ辨むには、其説殊に長くして、誠に無用之辨言の費なるべし、唯誰にも聞しめして、心得わかつち給ふに、たやすき證一つを擧て申べき也、凡そ人の幼といひ弱